福島第二原子力発電所 4 号機の安全確保に係る取組状況について

平成21年 9 月10日

東京電力㈱福島第二原子力発電所 4 号機(以下「当該機」という。)は、平成 21年 6 月 7 日から平成 21年 9 月上旬までの予定で原子炉を停止し、第 16回定期検査(定期事業者検査)を実施している。今回の当該機の定期検査は、平成 20年 8 月の関係法令改正による新検査制度が福島第二原子力発電所としては初めて適用されたものであり、保全活動管理指標や点検、補修の計画等を定めた保全計画に基づき、実施されている。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

○ 当該機においては、今停止期間中に、シュラウド等炉内構造物や原子炉再循環系配管等、機器・構造物の定例的な点検、配管減肉管理指針に基づく配管の肉厚測定を計画的に実施している。

また、原子炉内で生成される混合ガス(水素・窒素)の蓄積・滞留防止のための原子炉隔離時冷却系配管ベントライン設置工事等の予防保全の取組みが進められ、不適合事象等の情報公開の努力も積み重ねてきている。

○ 今回、当該機の炉内構造物の目視点検、原子炉再循環系配管の超音波探傷検査では、異常は認められなかった。また、当該機の配管の肉厚測定においては、余寿命が5年未満の部位は確認されなかった。

なお、原子炉圧力容器計装ノズル配管にひびが確認されたことから、当該部分を新しい配管に取り替えている。ひびの原因は、偶発的に付着した亜鉛による亜鉛脆化割れと推定されたが、今後とも、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性の確認には、万全を期していくことが求められる。

○ 当該機において、今停止期間中、管理区域から非管理区域への空気の流出、タービン建屋における油漏れ等、作業管理に関わるトラブルが発生しているが、事業者においては、このような初歩的なミスが重大なトラブルをまねく恐れがあることを、今一度しっかりと反省し、作業手順や現場の確認等、作業管理の基本について再確認するよう周知徹底を図り、再発防止に努める必要がある。また、社員の計画外被ばくが発生しているが、事業者においては、あらためて、きめ細かな放射線管理及び放射線業務従事者に対する防護教育の徹底を図るなど、再発防止に努めることが求められる。

- 事業者においては、平成21年4月3日には、本号機を含めた福島第二原子力発電所の「耐震設計審査指針」改訂に伴う耐震安全性評価結果中間報告書を提出しているところであるが、最終報告に向け、引き続き、最新の知見を適切に反映し、可能な限り迅速かつ確実に再評価を実施していくことが求められる。
- 当該機において、今停止期間中、柏崎刈羽原子力発電所3号機における所内変圧器の火災ならびに絶縁油の外部流出事象の対策として、単独基礎の地盤改良および防油提への遮水シート敷設を一部実施するなど、福島第二原子力発電所においては、現在、災害に強い発電所への取組みが、計画的に進められているが、ハード(設備等)、ソフト(組織等)両面にわたる安全性、信頼性向上の観点から、一層の設備の強化改善を図るよう努めるともに、不断に防災体制の実効性を確認していくことが求められる。
- 事業者においては、今後、当該機での起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、運転中においても、保全計画に基づき状態監視を適切に行う等、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域をはじめ県民の目に見える形で一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、その結果を分かりやすく説明することによって、信頼回復に向けた努力を積み重ねていくことが求められる。
- 県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、 県民の安全・安心を基本に、事業者の安全確保、信頼回復に向けた取組状況に ついて確認していく等、適切に対応していくこととする。